

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

上下町地区は、平均海拔460mの高地で竜王山(768m)、岳山(738m)をはじめとする山々が起伏し、急峻な地形を形成している。

(洪水)

河川は、日本海に注ぐ江の川水系上下川と、瀬戸内海に注ぐ芦田川水系矢多田川の二つの河川とこれらの水系に流入する普通河川とで形成されている。上下町は芦田川水系と江の川水系の分水嶺でもあることから、川幅が狭く豪雨等の際は河川の氾濫、護岸崩壊の被害をもたらす恐れがある。

(土砂災害)

台風や集中豪雨により崩壊するおそれのある急傾斜地が散在しており、その崩壊により居住者、その他の財産等に被害を生ずるおそれのある箇所がある。

また、酸性岩が多く分布し、花崗岩が主なものである。花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「まさ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすく、土砂災害警戒区域が数多くある。

土砂災害警戒区域(上下町)

土石流	252カ所
急傾斜地の崩壊	405カ所
地すべり	0カ所

(地震)

既に明らかとなっている断層等を震源とする地震11地震では、「長者ヶ原断層-芳井断層」による地震が上下町に与える影響が最も大きい。どこでも起こりうる直下の地震では、「府中市直下地震(市役所本庁を震源地とする)」が上下町に与える影響が最も大きい。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている「南海トラフ巨大地震」は、今後30年以内の発生確率が70~80%とされている。

○被害想定

想定地震	建物被害（棟）			人的被害（人）			ライフライン被害		
	全壊	半壊	焼失	死者	負傷者	要救助者	断水人口	下水道支障人口	停電件数
南海トラフ巨大地震	418	2,745	0	9	335	25	31,299	4,228	675
長者ヶ原断層－芳井断層	2,850	5,573	18	178	1,613	468	31,725	5,000	2,359
どこでも起こりうる直下の地震（府中市直下）	3,276	5,693	27	206	1,718	540	31,922	4,894	2,806

※広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月による）
 （建物被害、人的被害は、冬 深夜 風速 11m/s の場合の被害、ライフライン被害は、冬 18時 風速 11m/s の場合の被害）

【参考】

国土交通省ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp>

府中市～地域防災計画～

<http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/anzen/shobou/keikaku/1762.html>

（２） 商工業者の状況

1) 事業所数

- ・ 商工業者等数 292人
- ・ 小規模事業者数 212人
- ・ 商工業者の会員数 190人（令和2年商工会実態調査より）

【表1 上下町商工会の商工業者数】

	平成22年	令和2年4月1日	対比	増減数
商工業者数	292	292	100%	0
小規模事業者数	244	212	86.9%	△32
商工会員数	215	190	88.4%	△25

当会地域では、【表1】のように、商工業者数は10年間で増減は無いが、小規模事業者の減少が32人と多く、廃業の要因は様々であるものの、経営基盤の弱い小規模事業者から廃業に至っている傾向が読み取れる。

2) 会員事業所の業種別割合

【表2 業種別割合】

（令和2年商工会実態調査より）

業種		H22年の 会員数	R2年の 会員数	業種 割合	増減
商工 業者	建設業	27	29	15.3%	2
	製造業	34	23	12.1%	△11
	卸売業	7	4	2.1%	△3
	小売業	65	48	25.2%	△17
	飲食店	18	18	9.6%	±0
	宿泊業	2	0	0%	△2
	サービス業	45	45	23.5%	±0
	その他	17	23	12.2%	6
	合計	215	190	100%	△25

当会地域では、【表2】のように、「小売」の業種が最も多く、次いでサービス業、建設業と続く。10年前と比較すると、小売業の減少数が最も多く、地域に多数あった小売店の廃業が進んでいることが窺える。地域の高齢化が進む中、最寄りの小売店が閉店することで買い物弱者の利便性が失われており、災害時の対応にも影響を及ぼすことが危惧される。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

・地域防災計画の策定

平成16年度に府中市地域防災計画を策定。

毎年、法律の改正や関係機関の運用変更などに伴う修正等を実施。令和元年には平成30年7月豪雨災害における検証結果等を踏まえた修正を実施。

・訓練の実施

市民の避難に対する意識付けを図ることによる地域防災力の向上を図るため、令和元年5月に全市民を対象とした市民避難訓練を実施。また市職員の災害対応能力の強化を目的に図上訓練等を定期的にも実施。

・災害協定の締結

県内市町村との災害時の相互応援協定や、民間事業所との応援協定を締結。

・地域防災リーダーの養成

地域で災害に備えた防災訓練や防災に関する啓発等の中心的な役割を担う防災リーダー103名を認定。(令和3年1月現在) また防災リーダーのスキルアップを図ることを目的に研修を実施。

・自主防災組織の組織化及び活性化

自主防災組織の組織率97%(令和3年1月現在)。

自主防災組織の育成強化と地域防災力の向上を図ることを目的として、自主防災組織が行う防災活動に対し助成金を交付。

(府中市自主防災組織活動助成金実績)

	助成組織数	助成金
平成30年度	13組織	756,000円
令和元年度	30組織	1,745,000円

・防災備蓄品の整備

飲料水や食糧、毛布、段ボールベッドなどを整備し、当市が開設する避難場所に分散備蓄を実施。

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・広島県中小企業共済組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯等)を備蓄
- ・平成30年7月豪雨による災害復旧のための補助事業について

補助金項目	支援先	補助金	補助率
小規模事業者被災地型持続化補助金	小規模事業者 5件	6,550千円	上限2,000千円(国) 上限250千円(県) 補助率2/3
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画	中小企業者 0件 小規模事業者 0件	0千円	補助率3/4

- ・令和2年度事業継続強化計画の作成支援 1件(R2.10広島県の認定)

II 課題

現状では、緊急時の取組について、商工会内の抽象的な話し合いにとどまり、協力体制の重要性を踏まえた具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、また、平時・緊急時のいずれの場合においても事業継続力強化支援に関する対応を推進するためのノウハウをもった人員が充分にはいない。

さらに、保険・共済に対する助言を行うことができる法定指導員等職員が当会には不足している、といった複数の課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・当地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行う為、当会と当市との間に被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、当会の組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者BCP作成支援

小規模事業者を中心とした作成支援を行う。

令和元年度事業者BCP作成件数 0件(上記 2)当会の取組参照)を基に検討した結果、1年間で概ね3件、5年間で15件(小規模事業者数合計の7.1%)を成果目標とする。

【成果目標】5年計画

業種		商工業者の 会員数	BCP 作成目標
商工 業者	建設業	29	2
	製造業	23	2
	卸売業	4	1
	小売業	48	4
	飲食店	18	2
	宿泊業	0	0
	サービス業	45	3
	その他	23	1
合計		190	15

※ その他…上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 当会では、平成30年7月豪雨災害で被災し、売上減少等を経験された小規模事業者があったことから、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・ 令和2年度策定 上下町商工会BCP(事業継続計画)マニュアル(以下「当会BCPマニュアル」)について、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策に取り組む。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、各事業所の立地状況を踏まえた自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・ 当会会報や当市の広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、当会自体が被災した際もただちに地域の小規模事業者の支援が行えるよう、令和3年事業継続計画を作成する(別添「上下町商工会BCPマニュアル」のとおり)。

3) 関係団体等との連携

- ・ 広島県中小企業共済協同組合及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認と継続支援。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は「当会BCPマニュアル」に沿って実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。

(当会BCPマニュアル)に記載のとおり、LINEWORKS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
なお、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。
- ・ 職員に対しての事務連絡は、非常時連絡網で、LINEWORKS、電話、メール等で情報伝達を行っていく。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

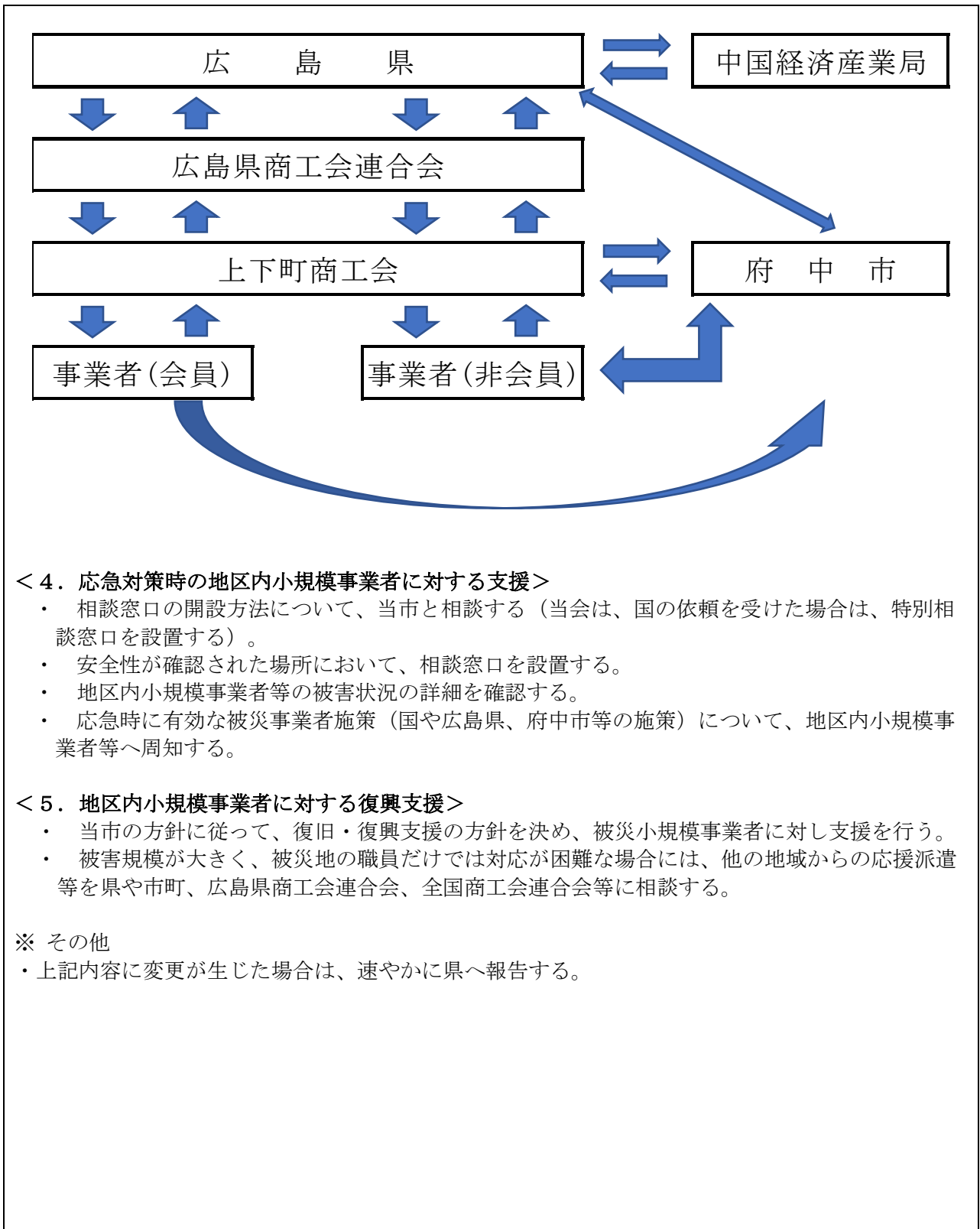
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。
- ・ 被害に応じて変更がある可能性がある場合は、その都度対応を変更する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。(メールまたはFAX)
- ・ 当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、当市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、府中市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

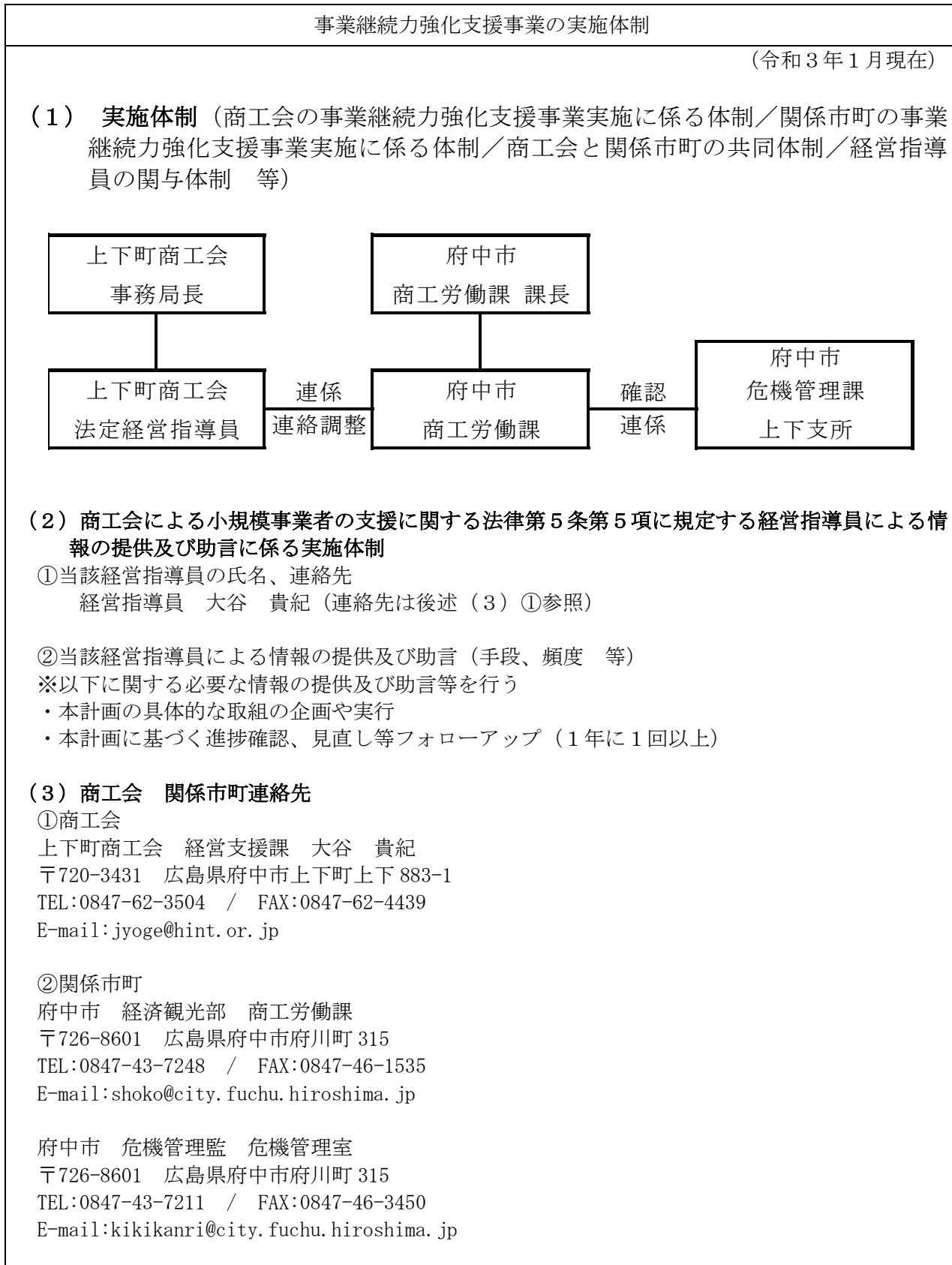
- ・ 当市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や市町、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



府中市 上下支所
〒729-3492 広島県府中市上下町上下 861-3
TEL:0847-62-2111 / FAX:0847-62-4038
E-mail:joge@city.fuchu.hiroshima.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	540	540	540	540	540
・ 専門家派遣費	160	160	160	160	160
・ 委員会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	140	140	140	140	140
・ パンフ、チラシ作製費	110	110	110	110	110
・ チラシ配布郵送費	60	60	60	60	60
・ 備蓄等消耗品費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
1 広島県「小規模事業指導費補助金」
2 府中市(上下町)「商工会運営補助金」
3 会費収入
4 特別賦課金、受託料
5 国補助金収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
(該当なし)
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等